第五十一・十九条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第五十一・三条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第五十一・十一条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

2　1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　ＩＭＦ協定に適合するものであること。

(b)　他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他のいずれかの締約国に対し、当該他のいずれかの締約国以外の締約国又は非締約国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

3　1の規定に基づいて採用し、又は維持する措置については、他の締約国に対して速やかに通報する。

第五十一・二十条　信用秩序の維持のための措置

1　この章の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する事業体が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの章の規定に適合しない場合には、当該措置をこの章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

3　この章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第五十一・二十一条　利益の否認

1　締約国は、他の締約国の投資家であって当該他の締約国の法人であるものが非締約国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該締約国が当該非締約国と外交関係を有していない場合

(b)　当該非締約国に関する措置であって、当該他の締約国の法人との取引を禁止するもの又は当該他の締約国の法人若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該締約国が採用し、又は維持する場合

2　締約国は、他の締約国の投資家であって当該他の締約国の法人であるものが非締約国又は当該締約国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が当該他の締約国の領域において実質的な事業の運営を行っていないときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

注釈　当該締約国は、他の締約国に対し、当該他の締約国の投資家に対してこの章の規定による利益を否認する旨の当該締約国の決定を通報するよう努める。

3　この条の規定の適用上、

(a)　法人が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　法人が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

4　1から3までの規定の適用を妨げることなく、フィリピン共和国は、2に規定する通報に従い、「ダミー防止法」としても知られ、大統領令第七百十五号により改正された「特定の権利、地域的独占権又は特権の国有化に関する法律を回避する行為を処罰する法律」（連邦法第百八号）（その改正を含む。）の規定に違反して他の締約国の投資家が投資を行ったことを証明する場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

第五十一・二十二条　投資に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を第十一条の規定に従って設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について討議及び見直しを行うこと。

(b)　第五十一・七条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c)　第五十一・七条2の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、全締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d)　投資に関連する他の問題であってこの章の規定に関するものについて討議すること。

(e)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

3　(a)　小委員会は、日本国政府及び全ＡＳＥＡＮ構成国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、日本国政府の職員及び一のＡＳＥＡＮ構成国である締約国の政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会は、全締約国が合意する場所及び時期において会合する。

5　小委員会は、全締約国の同意に基づき、全締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

第五十一・二十三条　作業計画

1　全締約国は、第一議定書が効力を生じた日の後速やかに、日本国及び全ＡＳＥＡＮ構成国の参加を得て、第五十一・七条に規定する留保に係る表に関する協議を開始する。前条に規定する投資に関する小委員会は、この問題を討議する場として機能する。

2　1に規定する協議は、全締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一議定書が効力を生じた日から二年以内に終了する。

3　1に規定する協議の結果としての全締約国の留保に係る表は、第七十七条の規定に従って効力を生じ、並びにこの協定に附属書十―Ⅰ及び附属書十―Ⅱとして組み込まれる。

4　第五十一・七条の規定は、3に規定する留保に係る表が効力を生ずる日まで、適用しない。日本国及び全ＡＳＥＡＮ構成国は、投資の自由化を更に促進する可能性を検討するため、同条1(d)の規定を見直すための更なる討議を行う。

5　第五十一・三条の規定は、各締約国が投資の許可のための条件及び制限を定める措置（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）を採用し、維持し、又は適用する権利に影響を及ぼすものではない。3に規定する留保に係る表が効力を生じた後は、この5の規定は、効力を失う。

6　第五十一・三条の規定は、3に規定する留保に係る表が効力を生ずる日まで、投資財産の設立、取得及び拡張に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。